

2012年12月13日 平成24年第5回岐阜県議会定例会で代表質問

平成24年第5回岐阜県議会定例会は12月3日に開会され、12日から3日間、一般質問が行われました。私は13日に岐阜県議会公明党を代表して質問を行いました。古田知事2期目最後の定例会での、私の代表質問の概略は以下の通りです。



ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の総括と今後の県政の展望について

- 両大会の総括と、それを今後の県政にどう活かすか？
- 両大会を契機とした県産農産物PRや観光振興策の成果と今後の取り組みは？
- 金華橋通りの中央線変移の一時休止について、今後の方針は？

答弁) 知事(要旨)

- 両大会では、「県民総参加」「天皇杯・皇后杯の獲得」「県の未来に繋がる大会」を目標に掲げて取り組んだ。一言で総括すると、まさに歴史的な成果を残した大会になった。
- 県民総参加では、例えば炬火リレーで約8千名、各種ボランティアに延べ2万3千名に参加頂いた。こうした成果を今後の「地域の絆づくり」「人づくり」に活かしたい。
- スポーツへの関心が今後継続し、更なる競技力の向上、地域スポーツの振興に繋がるように取り組んでいきたい。
- 未来の岐阜県づくりという点で、例えば競技の補助員に高校生を中心に約7千名、また手話や要約筆記などのボランティアに多くのご協力を頂いた。障がい者の皆さんへの理解を深める貴重な機会になった。こうした経験を、今後の福祉のまちづくり、障がいをお持ちの方々の更なる社会参加を促進する政策へ繋げていきたい。

答弁) 農政部長(要旨)

- 成果として、地域の食材を使った女性農業者グループによる「国体応援弁当」は、予定の倍以上の2万4千食を販売した。今後も地域食材を使った弁当を企画・販売したいという意向がある。霜降り豚肉や栗のぼろたんなどでは、レストランなどからの引き合いが増え、増産が計画されている。
- こうした、県産農産物への新たな需要をさらに拡大させるため、レストランや旅館組合と連携した、新しいスイーツや料理メニューの開発などを進め、県産農産物の一層のPRに努める。

答弁) 観光交流推進局長(要旨)

- 成果として、例えば、「岐阜の宝もの」の「小坂の滝めぐり」や「東濃地方の地歌舞伎」などでは、新たな旅行商品の造成や、ガイド人材の育成、特産品の開発などが進んだ。岐阜市の川原町界隈では、地元の旅館・ホテルと、まちづくりに取り組む若者との新たな連携による「長良川おんぱく」が開催されるなど、県内各地域において観光の魅力が更に高まった。また競技会場を中心とした各地域での、趣向を凝らしたおもてなしをはじめ、民間企業と連携した観光キャンペーンなども積極的に展開し、多くの方々に岐阜県の観光をお楽しみ頂き、本県の魅力を全国に発信することができた。
- 今後は、更に観光資源の磨き上げを進め、各観光資源をつないで周遊性を高めることにより、本県でしか味わえない高品質かつ本物の宿泊滞在型観光を推進し、更なる国内外からの観光客及び観光消費額の拡大に努める。

答弁) 警察本部長(要旨)

「中央線変移」導入当時は、長良川を挟み岐阜市北部と南部とを結ぶ路線は、金華橋の他には、路面電車と共に用されていた忠節橋と長良橋の2本のみで、特に金華橋では、朝夕の通勤時間帯の慢性的な交通渋滞が大きな問題となっていた。その対策として昭和46年に全国に先駆けて「中央線変移」を導入したが、導入後41年が経過し、この間に路面電車が廃止され、長良川には鏡島大橋、大縄場大橋、鵜飼い大橋が相次いで整備されたことから、交通流量が分散化して、交通渋滞も緩和されている。「中央線変移」の存廃については、現在、継続的に交通流量等の交通動態調査や道路利用者からの意見集約等を実施中で、その結果を踏まえ、遅くとも平成25年3月までには結論を示したい。

不育症に悩む方への支援と治療費の助成について

- 妊娠はするものの、流産・死産を繰り返す「不育症」は、全国に約140万人の患者がいると推計される。原因は、胎盤の血液が固まって流れにくくなる抗リン脂質抗体症候群、夫婦の染色体異常、赤ちゃんが育ちにくい子宮の形態異常、ホルモンや免疫に影響する甲状腺機能異常、母体の糖尿病などが考えられる。治療のための検査に保険が適用されないものもあり、患者の負担は、通常妊娠より20~30万円も多くなるといわれ、経済的負担が問題となっている。
- 公明党の取り組みにより、患者負担の軽減のため、不育症の治療に有効な自己注射薬「ヘパリン」への保険適用が2012年1月から始まった。不育症は治療をすれば9割近くが出産可能といわれているため、全国で治療費を公費助成している自治体は、現在岐阜県飛騨市をはじめ45に上っており、都道府県としては和歌山県が2010年4月から助成している。
- 岐阜県では、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる体外受精や顕微授精の特定不妊治療に要した費用の一部を助成している。不妊治療に加え、不育症も支援する必要があると考えるが、不育治療費の助成や支援策についてどう考えるか？



答弁) 健康福祉部長(要旨)

- 不育症や不妊症の支援は、専門的な治療に加え心理的な配慮も含めた支援をすることが必要。県では平成14年8月に岐阜県不妊相談センターを設置し、不妊についての相談の他、不育症についても産婦人科の医師や不妊専門相談員が相談者の身体的・精神的な状況を把握しながら、必要に応じて専門機関に繋ぐといった支援を行っている。今後、市町村や保健所の保健師を対象に、不育症に関する正しい知識の普及を図るために研修を行い、支援体制の充実を図っていく。
- 本年1月から、不育症に対する治療法の一部が医療保険の対象になったものの、その原因や治療方法・検査法はまだ研究段階であるため、治療費の助成については、そうした国の動向を注視しながら検討したい。

社会保障と税の一体改革で成立した「子ども・子育て関連三法」の県の対応について

- 「社会保障と税の一体改革」の重要な柱の一つとして、先の通常国会で「子ども・子育て関連3法」が成立した。その趣旨は消費税の引き上げ等による約1兆円の財源を活用し、市町村が主体となって、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進することである。制度のポイントとして、新設される利用定員6人以上19人以下の小規模保育等を、今後は市町村が認可することになる。また市町村は、地域のニーズに基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度までに策定する必要がある。計画に現場の意見を反映させるため「地方版子ども・子育て会議」を設置することがあげられる。今後県は、実施主体である市町村を後押しし、市町村だけでは対応が難しい問題の支援をする必要がある。